

柳井地域広域水道企業団 事業計画【概要版】

令和6年6月

柳井地域水道事業広域化検討委員会

< 目 次 >

第1章 はじめに 3

第2章 水道事業の現状と課題 3

第3章 組織・職員計画 4

第4章 通信基盤・システム整備計画 5

第5章 業務運営計画 5

第6章 施設整備計画 7

第7章 財政運営計画 8

ま と め 9

別 紙 10

第1章 はじめに

1 計画の位置づけ

「柳井地域水道事業の統合に関する基本協定」(令和6年1月)に基づき、柳井市、周防大島町、上関町、田布施・平生水道企業団及び柳井地域広域水道企業団の1市2町2企業団(以下「構成団体」という。)で、令和7年4月に柳井地域広域水道企業団(以下「企業団」という。)へ経営統合を予定し、企業団の基本理念と基本方針を定めた上で、令和7年度から10年間の組織体制、業務運営、施設整備、財政運営など基本的な事項や事業内容を取りまとめたもの

2 基本理念・基本方針

■ 基本理念 ～企業団の責務・目的～

- 企業団は、急速に進む人口減少や遠距離導水による高額な水道料金に加え、水道施設・管路の老朽化、災害への対策、水道事業を担う職員の不足など、経営環境は厳しさを増している中、安全・安心で良質な水を適切な水道料金で安定的に供給する水道システムを構築することで、住民福祉の向上と地域経済の発展に寄与

■ 基本方針 ～企業団の取組みの方向性～

- 水道サービスの提供
 - ・ 水源池から末端給水に至るまで、適切な水質管理による安全・安心・おいしい水の提供の持続
 - ・ 健全な水道事業を確保するための料金と、値上げ幅の抑制
 - ・ デジタル化などによる便利で快適なサービスの提供
- 施設・維持管理の最適化
 - ・ 国交付金を活用した、システム整備や計画的な施設や管路の耐震化
 - ・ 点在する施設について、管路更新に合わせた施設配置の最適化
 - ・ 中・長期的な観点から、本地域の水源確保など、近隣事業体との広域連携の推進
- 組織・管理体制の強化
 - ・ 効率的な組織の構築と構成団体及び岩国市との連携強化
 - ・ 迅速な意思決定や経営の健全性確保が可能な管理体制の整備
 - ・ 計画的な人材育成による水道技術職員や企業経営を担う職員の確保

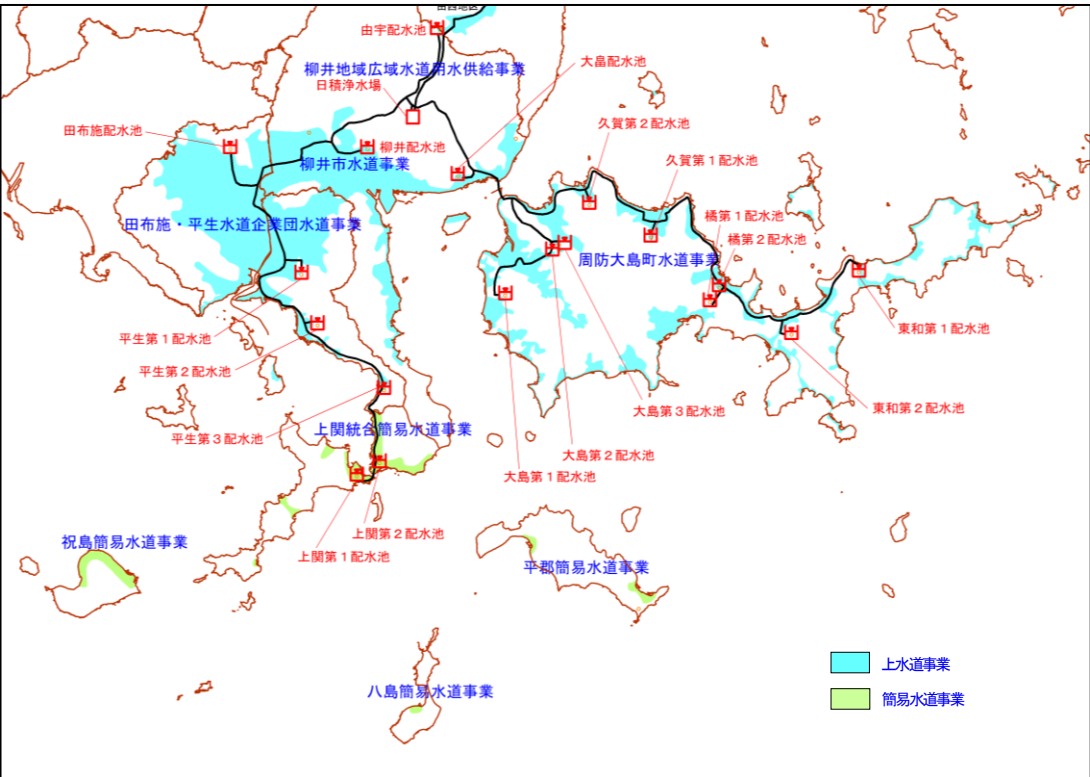
3 計画期間

令和7年度から令和16年度(10年間)

第2章 水道事業の現状と課題

1 概況 ※令和3年3月現在

- 本地域の水道事業は、水源に恵まれていない状況から、水不足に苦勞し、普及率は令和2年度末時点で79.3%となり、山口県平均93.9%と比較し低い状況にあり、特に、本土側の内陸部で未普及地域が多い状況
- 柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町(以下、「1市4町」という。)は、水道事業を7事業(上水道事業3事業、簡易水道事業4事業)経営しており、7事業を合わせた給水人口は約5万8千人、給水収益は16億円/年
- 水道用水供給事業の給水人口は約5万8千人、給水収益は11億円/年



2 将来見通しと課題

- 人口減少等に伴い水需要や給水収益は減少
 - ・ 水需要 R2年度:約22千m³/日 ⇒ R41年度:約13千m³/日(△44%)
 - ・ 給水収益 R2年度:約16億円 ⇒ R41年度:約10億円(△37%)
- 施設の老朽化に伴い、更新費用は増加
 - ・ 構造物及び設備の老朽化 R4年度:約62億円 ⇒ R44年度:約205億円
 - ・ 管路の更新需要 R9～R13:約8億円/年 ⇒ R34～R43:約38億円
- 給水収益の減少や更新費用の増加により経営は悪化し、給水原価も上昇
 - ・ 損益 R2年度:約1億円 ⇒ R42年度:約△28億円(△30億円)
 - ・ 給水原価 R2年度:約352円 ⇒ R42年度:約990円(2.8倍)
- 今後、料金収入が減少する中、増加する施設や管路の更新に伴う財源の確保等、水道事業等を取り巻く厳しい経営状況を解決するため、水道の専門知識等を有する人材の育成や技術の継承が課題

第3章 組織・職員計画

1 企業団の経営形態

- 水道用水供給事業に加え、1市4町の水道事業の「経営の一体化」経営統合

2 名称

柳井地域広域水道企業団

3 組織

○ 企業団議会

- ・ 議員定数は11人とし、柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町及び岩国市(以下「構成市町」という。)との定数は次のとおり（調整中）

【構成市町ごとの定数】

構成市町	定数の要件	定数
柳井市	年間有収水量が200万㎡を超える団体	3人
周防大島町、田布施町、平生町	年間有収水量が100万㎡を超え200万㎡未満の団体	各2人
岩国市※、上関町	上記以外の団体	各1人

※岩国市については、水道用水供給区域(岩国市由宇町)にかかる有収水量とする

- ・ 議員は、構成市町の議会の議員の中から選出し、任期は、構成市町の議員の任期と同期間
- ・ 企業団議会の議員の選挙により、議長1人、副議長1人を選出
- ・ 議長及び副議長の任期は企業団議員の任期
- ・ 定例会の回数は、年2回(調整中)

○ 執行機関

- ・ 企業長は構成市町の長が互選する
- ・ 副企業長5人を置き、企業長以外の構成市町の長をもって充てる
- ・ 参与6人を置き、構成市町の副市長又は副町長をもって充てる

○ 事務局

- ・ 現在の企業団の総務課に加え、施設課及び工務課を設置
- ・ 総務課に、総務係、企画財政係及び営業係を置く
- ・ 施設課に、施設整備係及び施設維持係を置く
- ・ 工務課に、配水係及び給水係を置く
- ・ 更なる広域化・広域連携等を進め、経営の安定化を図るため、企画調整担当を置く

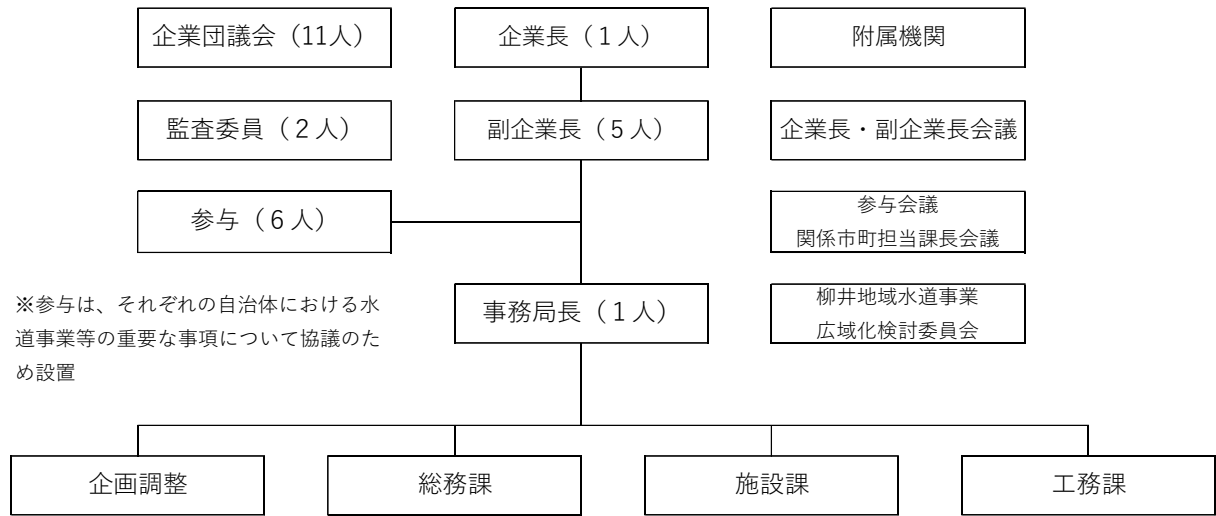
○ 監査委員

- ・ 企業団に監査委員を置き、その定数は2人とする

○ 附属機関

- ・ 企業団が設置している附属機関に加え、1市4町が経営統合前に設置した水道事業に関する附属機関は、企業団において新たに設置

【組織図】



4 職員

○ 職員数

- ・ 職員数の上限を定める条例上の職員定数は40人
- ・ 事業開始時の職員の配置予定人数は33人
- ・ 職員定数や職員配置は、令和8年度以降、毎年度、業務量を精査し、構成市町の意見を聞きながら見直す

○ 職員の身分等

- ・ 事業開始から当分の間、職員は企業団の職員に加え、地方自治法に基づく1市4町からの派遣で対応
- ・ 1市4町からの派遣職員は、企業団と派遣元の1市4町の職員としての身分を併任し、その勤務条件等については、企業団と派遣元の1市4町との協定により定める
- ・ 会計年度任用職員は、経営統合後の業務量に応じ、企業団で採用

○ 人材育成

- ・ 人材確保に向け、1市4町と協議の上、1市4町からの派遣職員に加え、新たに職員採用の実施を検討
- ・ 職員の持つ水道の知識や技能を維持、向上させるため、公益社団法人日本水道協会等の外部団体が実施する研修会への参加や、公的機関の資格取得等に対する補助の実施を検討

5 庁舎

主たる事務所は、柳井市南町一丁目10番2号に置く

第4章 通信基盤・システム整備計画

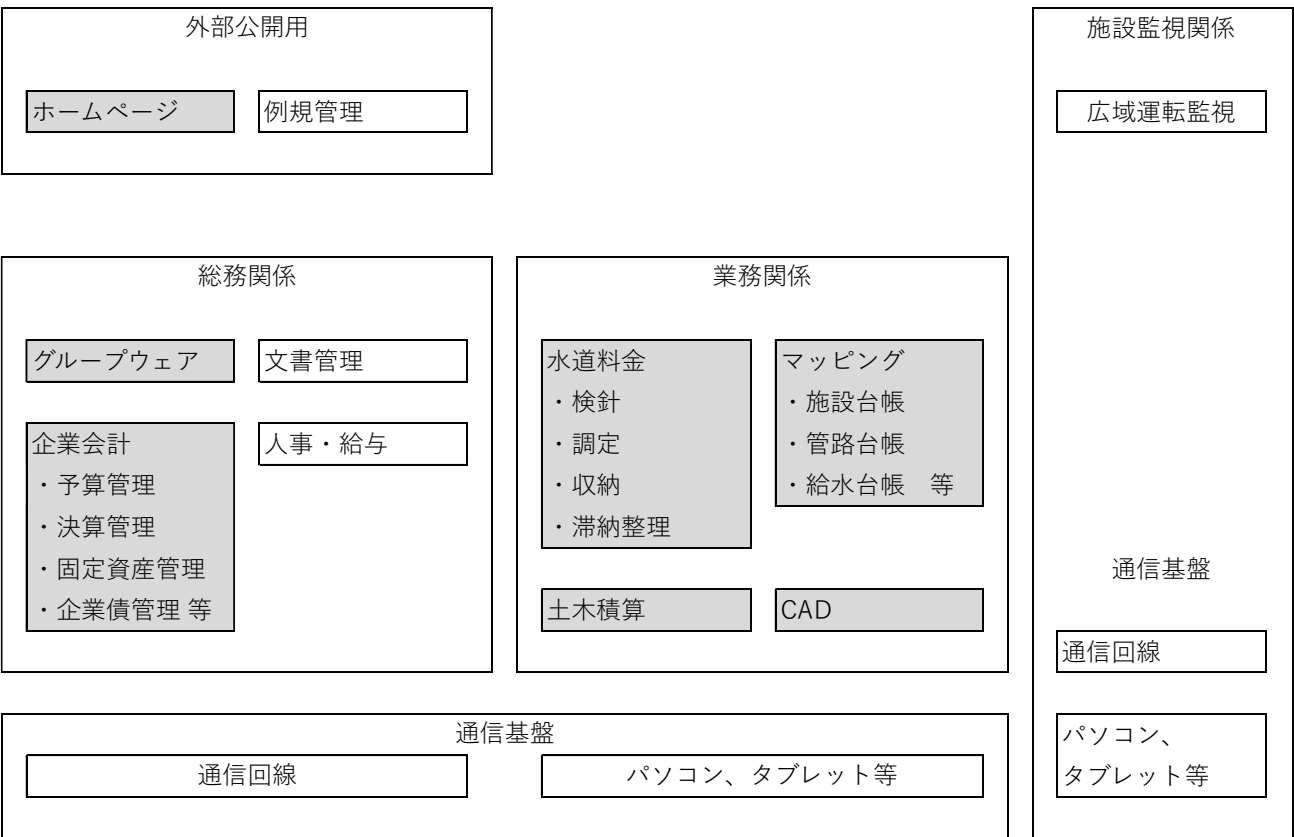
1 基本的な考え方

- 個人情報をはじめ多様な情報を大量に扱うことから、快適な通信環境を整備するとともに、強固なセキュリティを確保
- 事業開始後においても、申請手続き等水道サービスの利便性の向上を図るとともに、業務の効率化、組織体制の強化を進める
- 企業団がシステム等为新規に整備するために必要な経費を抑制するため、構成団体が構築している通信環境及びシステムを活用し、その上で、業務等のシステムを新規に構築する際には、国交付金の活用を検討

2 整備概要 ※ロードマップは別紙参照(8 ページ)

- 基本的な考え方に加え、主たる事務所で事務を円滑に進めるため、グループウェア等総務系のシステムを事業開始までに新規に構築
- 土木積算システムは契約数を精査し、構成団体が活用しているシステムを継続使用
- 管路情報管理システム及び浄水場等の遠隔監視を行う施設監視系システムは、当面、構成団体が活用しているシステムを継続利用し、将来的なシステム統一化を検討
- 会計システム、料金システムは、令和9年度を目途にシステムを統一

【企業団におけるシステムの整備のイメージ図】



第5章 業務運営計画

1 基本的な考え方

- 事業開始時は、構成団体の現在の基準や考え方に基づき、統合により強化される経営資源(ヒト・モノ・カネ)やスケールメリットを活用し、次により業務効率化を図る
 - ・ 構成団体ごとに異なる各種業務基準や運用方法の統一
 - ・ 構成団体で共通する業務や物品等の一括発注
 - ・ 現在の業務委託の状況を踏まえた民間活用の推進や DX の推進
- 構成団体が築き上げてきたノウハウや技術力を活かし、業務水準やサービスレベルの向上を図る
- 組織・職員体制が拡充されることにより、迅速かつ効果的な危機管理体制を構築

2 営業業務 ※ロードマップは別紙参照(8 ページ)

- 営業窓口
 - ・ 企業団において、給水契約の受付や水道料金の収納などを担当する営業窓口を設置
 - ・ 構成団体が設置した主たる営業窓口は、事業開始時も企業団が維持する
 - ・ その他の営業窓口は、1市4町に業務の一部を委託して設置する
 - ・ 営業窓口は、水道サービス水準の維持を前提に、1市4町と協議の上、最適化を図る
- 業務内容
 - ・ 事業開始時の営業業務は、民間委託をはじめ構成団体の現在の業務体制を引き継ぐ
 - ・ 検針、調定、収納及び給水停止業務等は、当面、構成団体の現在の運用方法によるものとし、令和9年度を目途に統一
 - ・ 収納業務のうち、水道料金の収納方法は、令和9年度を目途に統一
 - ・ 営業業務の統一、水道料金システムの統合に併せ、令和9年度以降の業務委託のあり方(委託の一括発注、業務委託範囲)等業務体制の見直しを行う

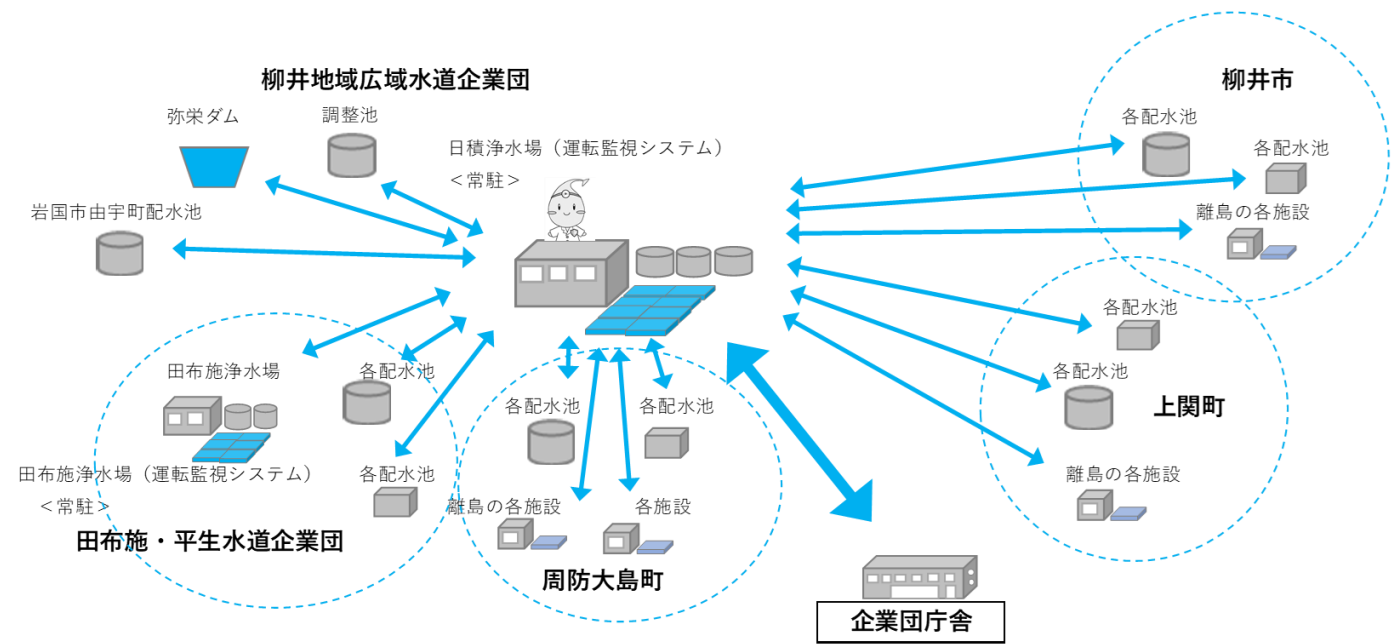
3 給水装置業務 ※ロードマップは別紙参照(9 ページ)

- 給水装置工事窓口
 - ・ 給水装置工事の受付、審査、工事立会、完了検査などの給水装置工事窓口は、企業団の主たる事務所に設置
- 業務内容
 - ・ 給水装置工事に係る設計・施工・維持管理基準、工事費用の負担方法など給水装置工事に係る事務手続きは、令和7年度から統一
 - ・ 量水器の購入は、事業開始時から一括発注を図り、コストの縮減を行う
 - ・ 量水器の交換業務は、令和9年度から統一
- 指定給水装置工事事業者
 - ・ 構成団体が指定している指定給水装置工事事業者(以下「指定業者」という。)は、企業団において、その指定の範囲内において引き継ぐ
 - ・ 統合後に企業団が指定した指定業者の申請は、企業団が経営する業務範囲内とする

4 運転監視業務 ※ロードマップは別紙参照(9 ページ)

- 運転監視拠点
 - ・ 浄水場や配水設備などの運転状況の監視を行う運転監視拠点は、事業開始時は、現在の拠点を維持するが、主たる事務所への通報体制を調整し整備
 - ・ 遠隔監視システムは、統合後の構築を検討
 - ・ 統合後の運転監視拠点は、日積浄水場、田布施浄水場及び企業団事務所とする
- 業務内容
 - ・ 事業開始時の運転監視業務は、民間委託をはじめ構成団体の現在の業務体制を引き継ぎ、実施
 - ・ 運転監視業務について、遠隔監視システムの見直しに併せ、複数の浄水場や配水池などの運転監視を一つの運転監視拠点で行えるなどの運転監視拠点の集約の検討、委託のあり方を含め業務体制の見直しを行う

【運転監視業務のイメージ図】



5 保全業務 ※ロードマップは別紙参照(9 ページ)

- 保全拠点
 - ・ 事業開始時から主たる事務所に集約し、施設課及び工務課において業務を行う
- 業務内容
 - ・ 事業開始時の保全業務は、民間委託をはじめ構成団体の現在の業務体制を引き継ぎ、実施
 - ・ 事業開始時は、構成団体の現在のマッピングシステム等を引き継ぐ
 - ・ 事業開始以降、マッピングシステムの統合を検討
 - ・ マッピングシステム統合に併せ、タブレット等による点検システムの導入を検討
 - ・ 事業開始以降、施設や管路の更新計画並びにアセットマネジメントの考えに基づき、施設、設備、管路の点検内容や頻度など保全基準を令和9年度を目途に統一
 - ・ 水道薬品について、一括発注を含めた包括委託など、調達コストの削減の検討を行う

6 水質管理業務

- 水質検査 ※ロードマップは別紙参照(10 ページ)
 - ・ 事業開始までに水質検査計画を策定し、採水箇所、任意検査の項目の設定、検査の頻度などを、構成団体と協議の上、定める
 - ・ 事業開始時の水質検査業務は、自己検査を基本として、登録水質検査機関なども活用し、現在の水質検査体制を引き継ぐ
 - ・ これまで、構成団体単独では困難だった水質のリスク評価、地域の水質課題の解決、浄水技術の調査・研究などについて、実施体制を整え、水質検査体制の強化を図る
 - ・ 水質検査について、水質事故リスクや経済的なリスク、アセットマネジメントの考え方も取り入れ、民間委託や他の事業体への委託等について研究する
- 水源保全 ※ロードマップは別紙参照(10 ページ)
 - ・ 将来にわたって、安全・安心でおいしい水を安定的に供給していくため、水道水源の保全活動に積極的に取り組む
 - ・ 水道施設の見学会の実施や広報紙並びにホームページ等を活用した普及啓発
 - ・ 水道水源の保全に関する協議会(小瀬川水源保全連絡協議会)や、水源涵養活動への参画
 - ・ 水源周辺の Web カメラによる不法投棄や水質汚濁の監視

7 工務 ※ロードマップは別紙参照(10 ページ)

- ・ 入札契約制度や設計積算(システム)、工事検査業務などの工事関連の基準は、事業開始までに統一を図る
- ・ 現在、市町部局で入札契約事務を執行している構成団体においては、令和7年度からは企業団に引き継ぐ
- ・ 指名審査会については、企業団の指名審査会の基準により行う
- ・ 工事の実施に当たっては、構成団体と協議しながら実施し、管工事組合など地元の工事事業者の受注機会に配慮するとともに、新規事業者の工事受注機会の確保や、ホームページなどにより工事予定や入札情報の発信を行う
- ・ 複数年発注をはじめ工事を平準化し、年間を通じ安定的に工事を実施

8 危機管理 ※ロードマップは別紙参照(10 ページ)

- 地震、風水害などの自然災害、水質汚染事故、施設事故・停電、管路事故、給水装置凍結、テロ、濁水、感染症など(以下「危機事案」という。)に対し、事業開始時は、構成団体の危機管理マニュアルを運用することとし、事業開始以降、速やかに新たな危機管理マニュアルを整備し、企業団として、危機事案や施設の復旧に適切に対処できる体制を整備
- 事業開始後、速やかに1市4町と災害協定を締結し、1市4町の地域防災計画に企業団の役割を明確化するとともに、危機事案発生に1市4町と企業団が連携し、一体となって対処する体制を構築
- 構成団体が締結している公益社団法人日本水道協会(以下「水道協会」という。)など各種団体との相互応援協定は、企業団に引き継ぐ
- 断水時には、病院などの重要給水施設や避難所等に対し、必要に応じて水道協会等の支援を受けながら、給水車による運搬給水を行い、応急給水を実施
- 構成団体が保有する給水車や給水用具、給水袋、緊急用資材等は、構成団体と協議し全部または一部を企業団に引き継ぐ
- 緊急用資材は危機事案発生時に迅速かつ広域的に資機材を利活用できるよう現在ある資材倉庫に加え、必要に応じ、構成団体が所有する倉庫を活用し、企業団が保管・管理を行う
- 職員の危機事案への対応能力を向上させるため、定期的に危機管理研修や事故対応訓練を実施

9 その他 ※ロードマップは別紙参照(10 ページ)

- 企業団は、1市4町が実施する下水道事業の使用料収納業務について、事業開始時に市町から受託して実施

第6章 施設整備計画

1 基本的な考え方

- 事業ごとに施設・管路の機能診断・耐震診断を行い、老朽度や緊急度並びに重要度を考慮した更新計画を策定し、将来の水需要を見据えた上で、次の考え方により再編整備を行い、将来の更新費用や維持管理費を縮減
 - ・ 柳井地域広域水道企業団の送水施設は、構成市町と協議の上、責任水量制の考え方に縛られることなく、可能な限りダウンサイジングを進める
 - ・ ダウンサイジングを進める際には、水源系統が一系統であるため、施設規模については災害時等の断水時間も考慮した上で検討を行う
 - ・ 構成団体の配水施設は、地域毎の将来の水需要を検討した上で、施設や管路の更新時期に併せ、ダウンサイジングや施設再編を行う
 - ・ 日積浄水場から、末端給水まで水需要の減少により滞留時間が長い地域があるため、水質管理を考慮し施設再編を進める
 - ・ 田布施浄水場は、災害時など、日積浄水場のバックアップ機能を有している唯一の施設であるため、更新時期までに、時間をかけてコストや維持管理も含め、田布施町及び平生町と協議を進め検討
 - ・ 離島は、今後、人口減少により水需要が減少していく一方で、施設について老朽施設も多く、離島であることから日常の維持管理にも不安な状況にあるため、施設更新時にはダウンサイジングや維持管理の方法について、総合的に検討を進める
- 施設の更新は、アセットマネジメントの考え方に基づき実施するとともに、更新時にはダウンサイジングを考慮
- 施設・管路の更新に併せ、地域特性や費用対効果を考慮しながら、次のとおり施設の強靱化など危機管理対策を実施し、災害や事故に強い水道を整備
 - ・ 基幹管路や重要給水施設配水管路を設定の上、耐震化を進める
 - ・ 災害から復旧までの間、応急給水に必要な水を確保し、給水車に補給するための給水基地を整備

2 施設整備

- 全体概要
 - ・ 統合後、事業毎に施設整備の基本的な考え方に基づき、水需要予測を反映させた整備計画を策定し、老朽施設・管路の更新を計画的に進め老朽化率の増加を抑制
- 危機管理対策
 - ・ 耐震化を計画的に進め耐震化率の向上と老朽施設の削減を目指す
- 施設の老朽化対策
 - ・ 施設再編やダウンサイジングにより事業費や維持管理費の抑制を図る
 - ・ 施設の機能診断、耐震診断を行い、施設の重要度や災害時対応など優先的に整備する施設を整理し、管路の更新計画との整合を図ったうえで、施設整備計画を策定し、施設の耐震化を進める
- 管路の老朽化対策
 - ・ 施設整備計画との整合を図りながら、管路のダウンサイジングにより事業費や維持管理費を抑制
 - ・ 管路の機能診断(腐食性等、老朽度)や耐震診断を行い、管路の重要度や災害時対応など優先的に整備する管路を抽出した更新計画を策定し、基幹管路や重要給水施設管路の耐震化を進める

3 施設整備のまとめ

- 施設整備費は、10年間で約112億円の見込みである
1年平均の施設整備額は約11.2億円となり、令和4年度の4.4億円と比べると約2.5倍の増加となる
- 整備費の増加は、これまで単独経営では困難であった施設更新を進めることによるものである

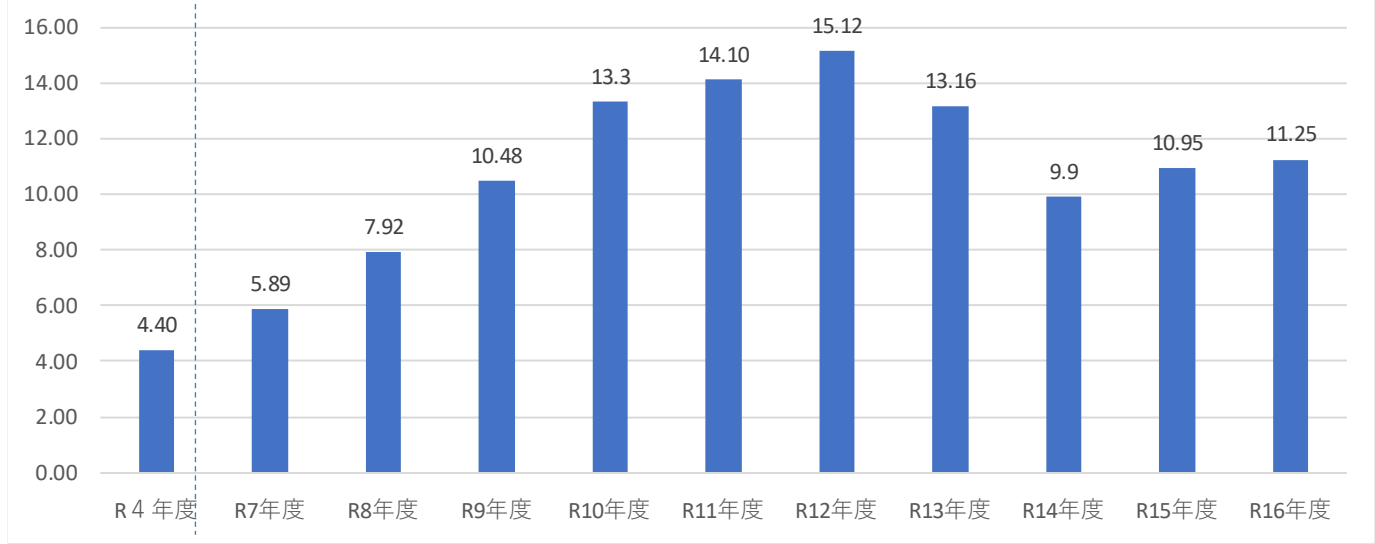
＜施設整備費＞ ※事業ごとの施設整備の内容は別紙参照(11ページから)

(億円)

項目	施設整備費の合計 (R7～R16年度)
施設整備	109.8
システム整備	2.3
合計	112.1

＜10年間の施設整備費の推移＞

(億円)



第7章 財政運営計画

1 基本的な考え方

- 構成団体ごとに経理する、セグメント会計を導入
 - ・ 各事業に必要な財産は、構成団体から無償で引き継ぎ、対象事業ごとに区分して管理
 - ・ 金融機関口座は、構成団体ごとに開設し、構成団体間で資金が混在しないよう管理
 - ・ 1市4町からの繰出金については、構成団体が従前から負担している項目を継続して繰り出すことを前提に、毎事業年度開始前までに、1市4町と協議の上、繰出額及び繰出時期を定める
 - ・ 施設整備、危機管理対策及びシステム整備などの事業を着実に実施するため、国交付金や地方公営企業繰出制度を活用するとともに、事業間で短期の資金融通を実施するなど、必要な財源を確保
 - ・ 健全な財政運営を確立するため構成団体ごとに目標を定めることとし、令和16年度末における資金残高は、年間給水収益以上、企業債残高は、年間給水収益の5倍以内を目標とする
 - ・ 施設整備等の事業を着実に実施するため、企業債残高を目標以内に収めることが困難な事業については、1市4町と協議の上、基準外繰出金を受けるなど可能な限り企業債発行の抑制に努める

【会計区分】

特別会計名	設置事業名	構成団体	対象となる水道事業等
柳井地域広域水道企業団水道事業等会計	水道用水供給事業	柳井地域広域水道企業団	柳井地域広域水道企業団水道用水供給事業
	水道事業 簡易水道事業	柳井市	柳井市水道事業 柳井市平郡簡易水道事業
		周防大島町	周防大島町水道事業
		上関町	上関町統合簡易水道事業 上関町八島簡易水道事業 上関町祝島簡易水道事業
		田布施・平生水道企業団	田布施・平生水道事業

2 水道料金等

- 水道料金
 - ・ 水道料金は、将来の更新需要や収支推計などを踏まえ、適切な水準を設定
 - ・ 事業開始時は、構成団体の料金体系を引き継ぐとともに、料金の額も据え置く
 - ・ 水道料金は、構成団体ごとに経営の健全性を確保するため資産維持を考慮し、概ね4年ごとに検証を行う
 - ・ 検証の結果、経営の効率化を図ってもなお、恒常的な損失や資金不足が見込まれる場合は、セグメント経理ごとに協議し、附属機関の答申を踏まえた上で、水道料金の改定を行う
 - ・ 水道料金の算定方法(口径別・用途別の取扱い、基本水量・水道メーター使用料・従量料金の取扱い等)については、業務を効率化し、利用者に分かりやすいものとなるよう統一していく方向で検討
 - ・ 水道用水供給事業については、水道事業の運営基盤強化を優先するため、当分の間、供給料金単価の見直しを行わない
- 負担金、手数料等
 - ・ 事業開始時の加入負担金及び各種手数料は、構成団体の現在の体系を引き継ぐ
 - ・ 令和10年度以降に、加入負担金の額を統一
 - ・ 令和9年度を目途に、工事検査手数料の額を統一
 - ・ 各種証明手数料については、事業開始時から、200円に統一

3 出納取扱金融機関・収納取扱金融機関

- ・ 出納取扱金融機関は、柳井地域広域水道企業団が選定している金融機関とする
- ・ 収納取扱金融機関は、現在、構成団体が収納事務を委託している金融機関を選定
- ・ 構成団体、水道利用契約者及び金融機関等で締結されている口座振替等の料金収納の契約については、企業団に引き継ぐ

4 収支シミュレーション

(1)収支

- 試算条件に基づく単独経営の場合、料金改定により、収支は改善され、令和16年度末において全体で4.1億円の累積赤字を計上する見込み
- 試算条件に基づく企業団経営の場合、料金改定により、収支は改善され、令和16年度末において全体で2.8億円の累積赤字を計上する見込み
- 単独経営と企業団経営を比較した場合、企業団経営の方が収支は改善される

(R7～R16 水道事業損益の合計) (億円)

構成団体	単独経営 (料金改定)	企業団経営
柳井市	△ 0.4	0.2
周防大島町	1.0	1.4
上関町	△ 6.9	△ 6.6
田布施・平生水道企業団	2.2	2.2
合計	△ 4.1	△ 2.8

(R7～R16 水道用水供給事業損益の合計) (億円)

構成団体	単独経営 (料金改定)	企業団経営
柳井地域広域水道企業団	1.4	1.6

(2)資金残高及び企業債残高

- 試算条件に基づく単独経営の場合、料金改定により、令和16年度末には全体の企業債残高は19.2億円増加し、78億円となり、資金残高は4億円増加し、21.6億円となる見込み
- 試算条件に基づく企業団経営の場合、料金改定により、令和16年度末には全体の企業債残高は16.7億円増加し、75.5億円となり、資金残高は5.3億円増加し、22.8億円となる見込み
- 単独経営と企業団経営を比較した場合、企業団経営では、令和16年度末には各種財源の確保や料金改定により、企業債残高は2.5億円、資金残高は1.2億円改善する見込み

(R16 水道事業) (億円)				(R16 水道事業) (億円)			
企業債残高	単独経営	企業団経営	比較	資金残高	単独経営	企業団経営	比較
柳井市	37.5	36.5	△ 1.0	柳井市	11.8	11.9	0.1
周防大島町	25.0	24.3	△ 0.7	周防大島町	3.4	4.4	1.0
上関町	1.7	1.3	△ 0.4	上関町	0.7	0.8	0.1
田布施・平生水道企業団	13.8	13.4	△ 0.4	田布施・平生水道企業団	5.7	5.7	0.0
合計	78.0	75.5	△ 2.5	合計	21.6	22.8	1.2

(R16 水道用水供給事業) (億円)				(R16 水道用水供給事業) (億円)			
企業債残高	単独経営	企業団経営	比較	資金残高	単独経営	企業団経営	比較
柳井地域広域水道企業団	5.0	4.8	△ 0.2	柳井地域広域水道企業団	44.4	44.6	0.2

(3) 水道料金及び料金改定の状況

- 単独経営、企業団経営のいずれにおいても、令和 16 年度までに全ての水道事業において料金改定が必要となることが見込まれる
- 単独経営と企業団経営を比較した場合、統合による維持管理経費の削減により、企業団経営の方が、料金改定率を抑制できる見込みである

(水道事業)		(円/㎡)				
構成団体	R4年度 供給単価	単独経営		企業団経営		比較
		供給単価	対R4年度 料金改定率(倍)	供給単価	対R4年度 料金改定率(倍)	
		R16	R16	R16	R16	
柳井市	238.89	341.21	1.43	326.37	1.37	△ 14.84
周防大島町	246.01	354.25	1.44	354.25	1.44	0.00
上関町	276.05	397.51	1.44	397.51	1.44	0.00
田布施・平生 水道企業団	220.02	277.75	1.26	272.64	1.24	△ 5.11
平均	245.24	342.68	1.40	337.69	1.38	△ 4.99

5 統合による財政効果

- 今後 10 年間の統合による試算結果では、全体で国交付金の活用による負担減に加え、維持管理経費の削減により 4.9 億円の効果が見込まれる
- 現在一部の構成団体においてのみ施設整備が進んでいるが、経営統合に伴い組織力を高めることにより、全ての構成団体において施設整備を行うことが期待できる
- 施設整備に際しては、今後の人口減少による使用水量の減少を考慮し、ダウンサイジングや施設再編、耐震化を進めることが可能となり、その結果、水道料金の上昇を抑制することで、将来に構成団体の水道事業を引き継ぐことが可能

(億円)	
	統合による財政効果
柳井市	1.6
周防大島町	1.5
上関町	0.5
田布施・平生水道企業団	1.0
柳井地域広域水道企業団	0.3
合計	4.9

ま と め

1 水道サービスの提供《ヒト、カネ》

- 今後人口減少による給水収益の低下や、施設や管路の更新需要の増加により、大幅な料金改定は避けて通ることのできない課題であるが、単独経営を維持する場合と比べ、料金上昇の抑制が可能となる
- インターネットを活用した給水契約の申込みやコンビニエンスストアの収納取扱店の拡大、スマートフォン決済の導入などによる収納機会の拡大により、利用者の利便性が向上する
- 給水装置工事受付や指定工事店の申請などの窓口の一元化や、給水装置工事の設計基準を統一することにより、水道工事事業者の育成・確保を図る
- 適切な水質管理体制の強化により、安全・安心・おいしい水の提供を持続する
- 単独経営を維持する場合と比較し、経営の統合により収支が改善し経営の安定性が向上する

2 施設・維持管理の最適化《ヒト、モノ》

- 職員の集約により人材の確保に努め、施設の適正な維持管理を実施する
- 民間業者等への外部委託の効果的な活用により、施設の効率的な維持管理を実施する
- 施設整備計画に基づく、計画的な施設等の再編整備やダウンサイジングを行うことが可能となり、施設や管路の最適化を進め、施設等の更新費用や維持管理経費を縮減する
- 計画的な更新に合わせて、耐震化を推進し、施設や管路の強靱化を図る
- 国交付金や地方公営企業繰出制度を活用するとともに、事業間で短期の資金融通を実施するなど、必要な財源の確保を図る
- 浄水場や点在する配水施設などの中央監視を可能とし、緊急時の体制強化を図る

3 組織・管理体制の強化《ヒト》

- 技術系職員の集約により、水道の専門知識や技能など技術の継承を図る
- 事務系職員の集約により、適正な水道料金の検証等、経営のノウハウの継承を図る
- 今後、企業団による職員採用により、更なる人材の確保に努める
- 構成団体間の支援体制や近隣市町との緊密な連携体制の構築、応急給水体制の充実などにより、危機管理体制の強化を図る

4 長期的な取り組み《ヒト、モノ、カネ》

- 今後、人口減少による給水収益の低下に加え、企業団の各施設や管路の更新時期の到来により、柳井地域の水道事業を料金収入のみで維持することが困難となる状況が予測されるため、水道用水供給事業の在り方を含め、柳井地域に適した水道システムの構築について議論を進める
- 柳井地域以外の近隣市町との広域連携の推進を図るとともに、広範囲での広域化を検討するための体制強化を図る
- 長期的にヒト・モノ・カネの課題解決に努めることで、将来的に用水供給単価の抑制、全ての構成市町の水道料金の抑制などに努め、将来にわたって水道事業の持続的な経営を確保する

【 別紙 】
1 システム整備のロードマップ

項目	準備期間		企業団による業務運営			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
グループウェア		準備 ・システム構築	運用開始			
例規管理システム		準備 ・システム構築	運用開始			
企業会計システム			※1※2	運用開始		
		※1：構成団体の現在のシステムで暫定運用 ※2：システム構築				
		準備※3 ※4 ※3：概算要望、※4：本要望				
管路情報システム （マッピングシステム）			※1 ※5 ※1：構成団体の現在のシステムで暫定運用 ※5：システム統一化検討			
土木積算システム		準備	運用開始			
遠隔監視システム			※1 ※6 ※1：構成団体の現在のシステムで暫定運用 ※6：遠隔監視システムの集約化の検討			
タブレット等による点検システム			※7 ※7：導入の検討			

2 業務運営のロードマップ
＜営業業務＞

項目	準備期間		企業団による業務運営			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
営業窓口体制		準備	業務開始			
			既存契約の引き継ぎ		包括外部委託の統一	
インターネットによる給水契約の受付開始		準備	業務開始			
検針、調定、収納、滞納整理業務の運用の統一		準備	※ 1	運用の統一		
			※ 1：構成団体の現在の運用で暫定運用			
収納方法の統一			準備	収納方法の統一		
コンビニ収納の取扱店舗の拡大			金融機関等との調整 ※ 1	取扱店舗の拡大		
スマートフォン決済の拡大			※ 1：構成団体の現在の運用で暫定運用			
料金システムの導入		準備	※2	新システム導入		
		・国交付金要望	※2：既存システムで暫定運用 システム構築			
スマートメーターの導入				導入検討 ※3		
			※3：令和11年度以降、段階的導入			

<給水装置工事業務>

項目	準備期間		企業団による業務運営			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
給水装置工事窓口体制		準備	1か所の窓口で実施			
給水装置工事に係る手数料			準備※1	手数料の統一		
			※1 条例の統一			
給水装置工事に係る加入負担金			準備※1			
			※1 条例の統一			
給水装置工事に係る基準、事務手続きの統一		準備※1	基準、事務手続きの統一			
		※1 条例の統一				
量水器の一括購入		共同発注	一括発注			
量水器の交換業務		準備	※2	発注方法等の統一		
			※2：構成団体の現在の運用で暫定運用			
未普及地域対応飲料水対策		準備※3	※2	対応の統一		
		※3 要綱の統一	※2：構成団体の現在の運用で暫定運用			

<指定給水装置工事事業者>

項目	準備期間		企業団による業務運営			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
指定給水装置工事事業者に係る基準、事務手続き、手数料の統一		準備	基準、事務手続き、手数料の統一			
指定給水装置工事事業者の処分		準備	基準の統一			

<運転監視業務>

項目	準備期間		企業団による業務運営			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
運転監視業務体制		準備※1	※2		包括委託	
	※1：日積浄水場の委託満了に併せた、全ての施設の包括委託の在り方について検討		※2：構成団体の現在の委託形態で暫定運用（調整可能な限り、包括委託を行う。）			
遠隔監視システム【再掲】			※3 ※4			
			※3：構成団体の現在のシステムで暫定運用			
			※4：遠隔監視システム集約化の検討			

<保全業務>

項目	準備期間		企業団による業務運営			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
保全業務体制		引継	1か所で業務実施			
保全基準の統一			※1	保全基準の統一		
			※1：構成団体の現在の基準で暫定運用			
薬品の一括発注			一括発注の検討	一括発注		
管路情報システム （マッピングシステム）【再掲】			※1	※2		
			※1：構成団体の現在の基準で暫定運用			
			※2：システム統一化検討			
タブレット等による点検システムの導入【再掲】			※3			
			※3：導入の検討			

＜水質検査業務＞

項目	準備期間		企業団による業務運営			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
水質検査計画		● 策定	● 策定	● 策定	● 策定	● 策定
水質検査体制の整備			実施			

＜水源保全＞

項目	準備期間		企業団による業務運営			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
水源保全			普及啓発、 水源資源の保全に関する協議会等への参画、 水源周辺の監視			

＜工務＞

項目	準備期間		企業団による業務運営			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
入札制度、工事基準の統一		準備	運用開始			
指名審査会の再編		準備	運用開始			
工事事業者の確保		準備	入札情報の発信、工事の平準化			

＜危機管理＞

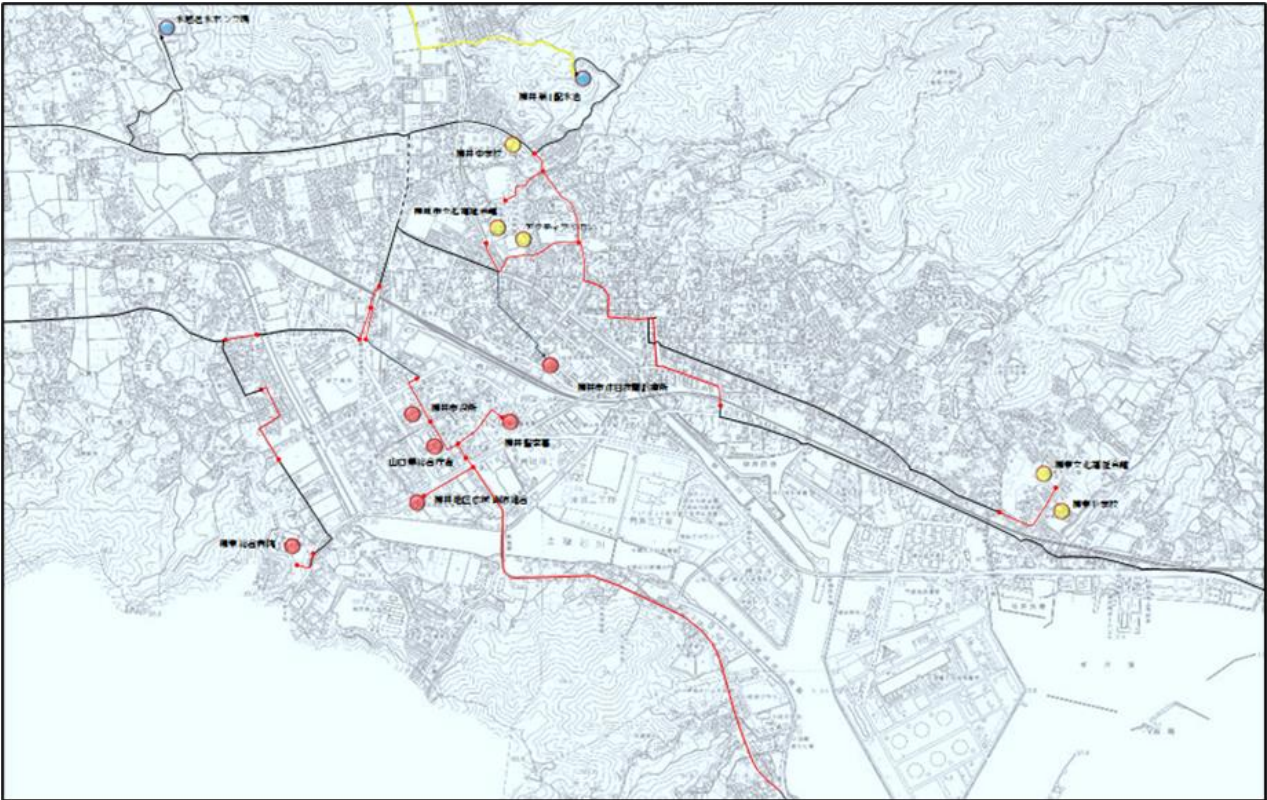
項目	準備期間		企業団による業務運営			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
危機管理体制 の整備		準備	応急給水や施設復旧に適切に対処できる 危機管理体制の整備			
構成団体との 連携体制の構築		構成団体 との調整	●	構成団体との連携体制の構築		
			災害協定の締結			
研修・訓練の実施			研修・訓練の実施			
緊急用機資材の 一元的な保管・管 理		構成団体 との調整	緊急用機資材の一元的な保管・管理			

＜その他＞（受託業務のロードマップ）

項目	準備期間		企業団による業務運営			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
下水道料金の収納業務等の受託		準備	下水道料金の収納業務等の受託			

3 事業ごとの施設整備の内容

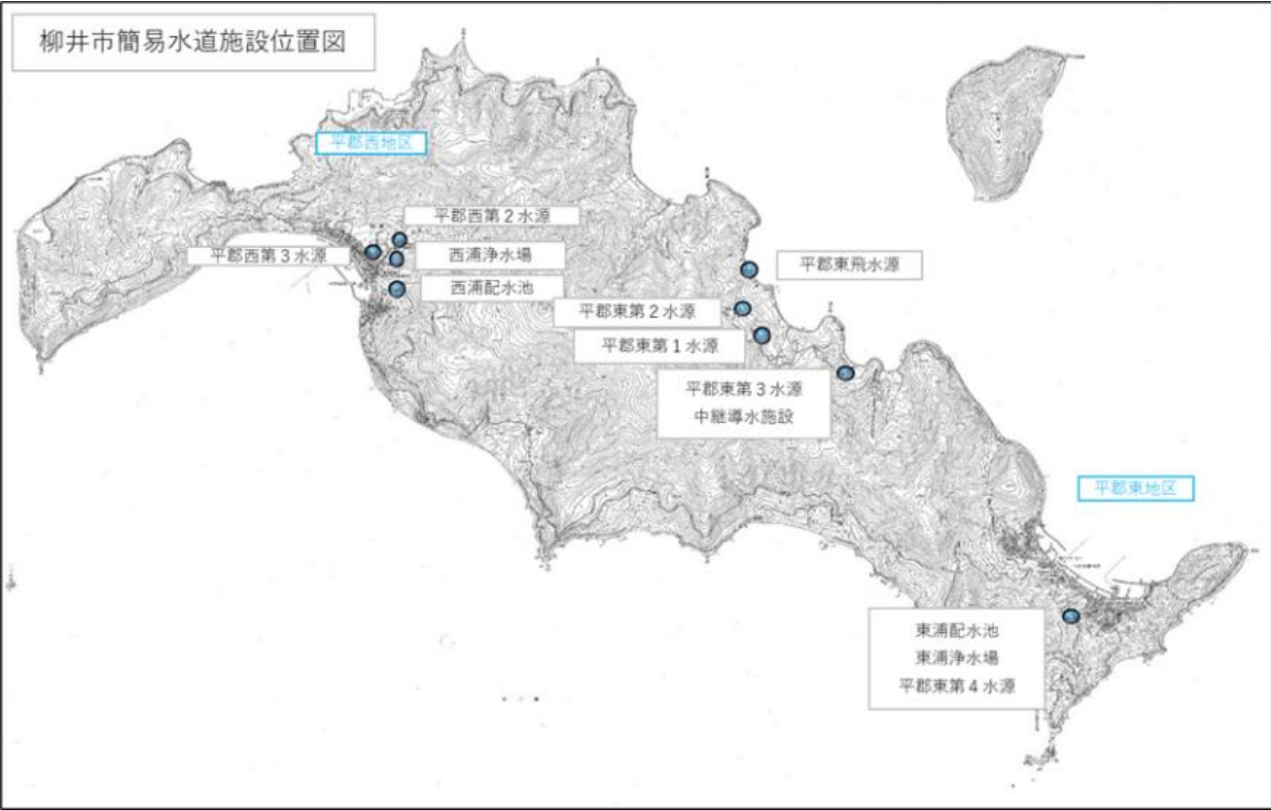
柳井市水道事業



(百万円)

事業概要	整備内容		整備期間	概算事業費
配水管整備	管路の耐震化		令和7年度～ 令和16年度	3,388
	重要給水施設管路等の更新(L=19km)			
配水施設整備	施設更新、監視システム		令和7年度～ 令和16年度	143
	配水池4か所、ポンプ場1か所			
計				3,531

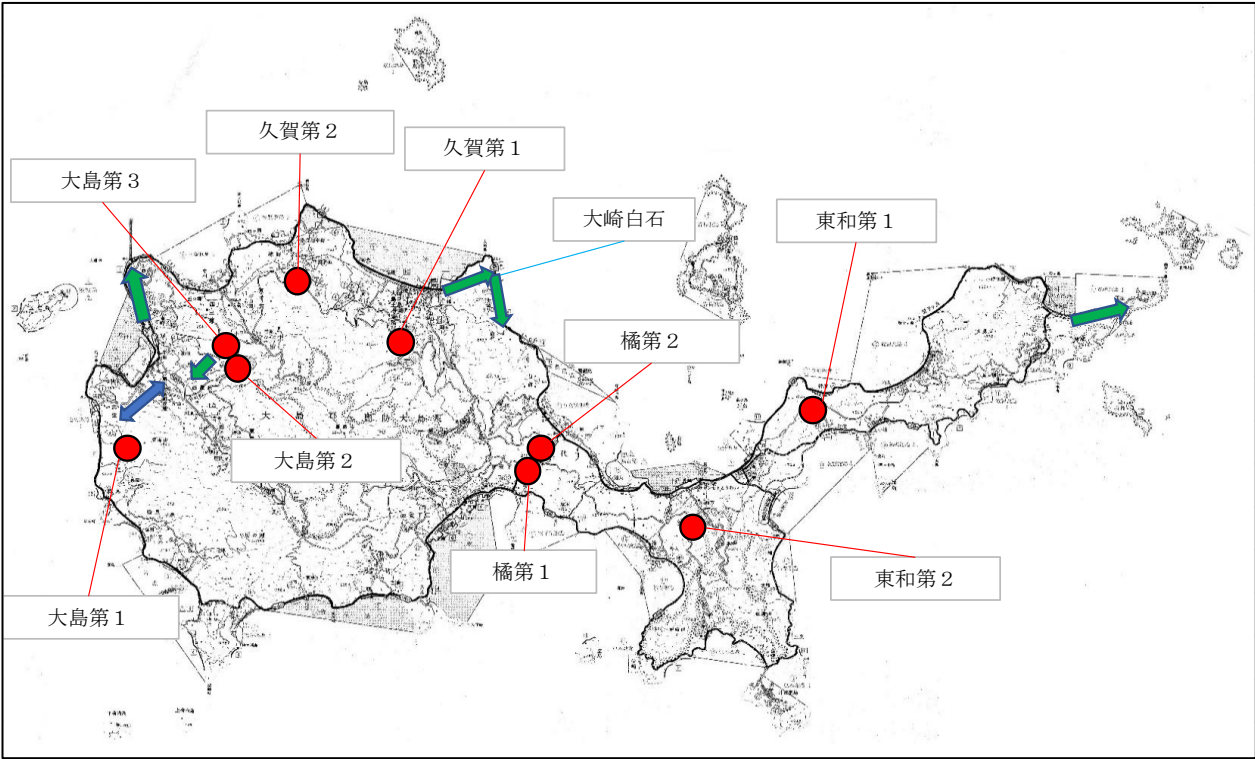
柳井市簡易水道事業



(百万円)

事業概要	整備内容		整備期間	概算事業費
簡水施設整備	平郡簡易水道施設の整備		令和7年度～ 令和16年度	31
	取水ポンプ、水位計、流量計他			
計				31

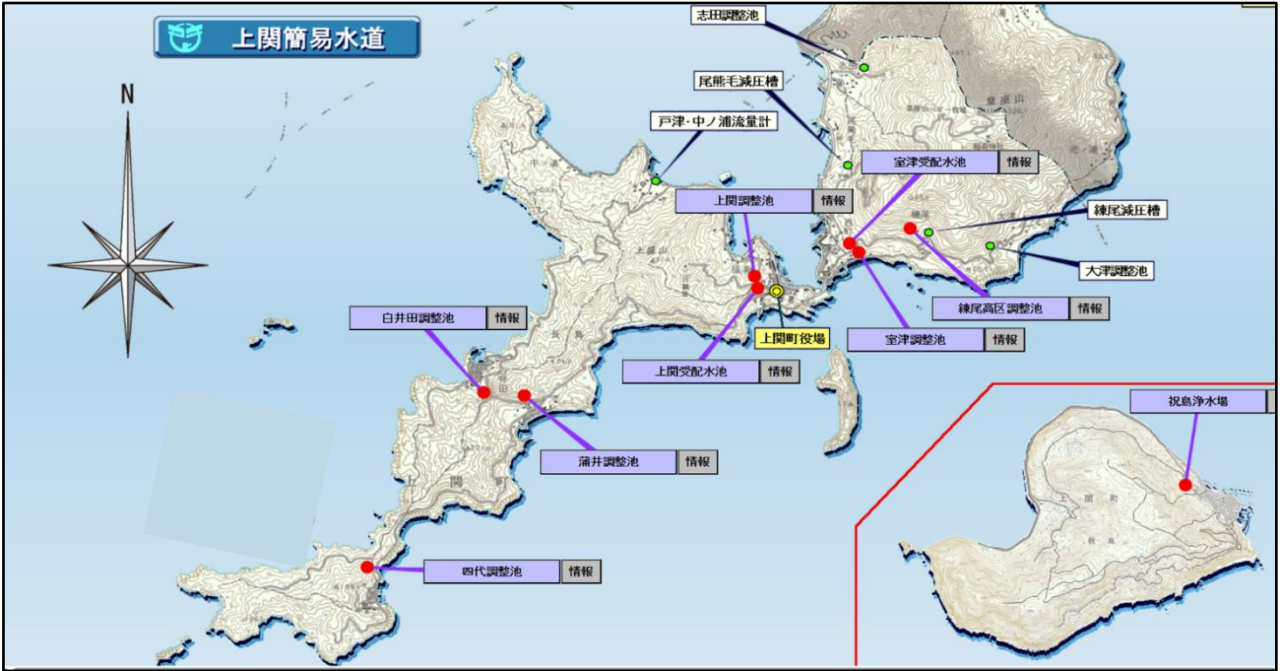
■ 周防大島町水道事業



(百万円)

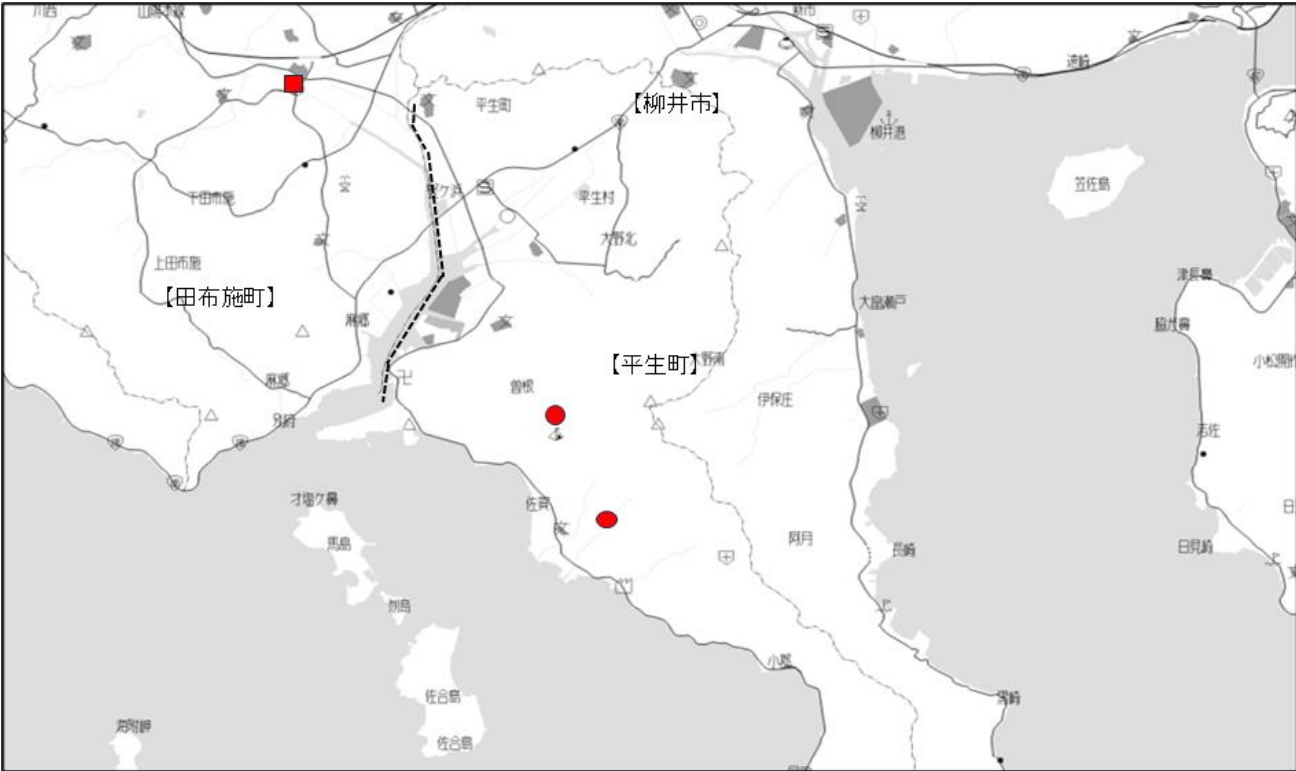
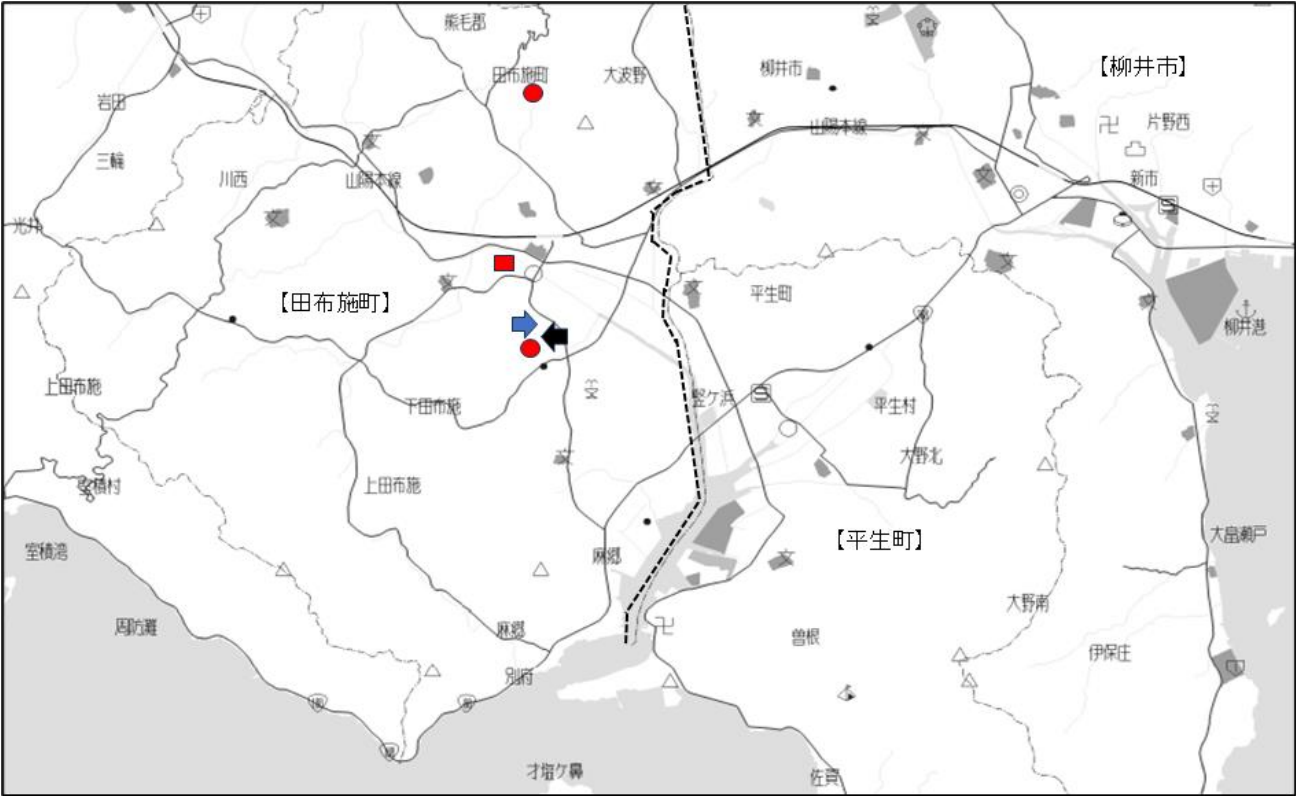
事業概要	整備内容	整備期間	概算事業費
配水施設整備	配水池の耐震化更新	令和7年度～ 令和16年度	360
	大島第1配水池、大島第2配水池 外7箇所		
配水施設整備	電気設備・計装装置更新	令和7年度～ 令和16年度	920
	2次配水池、受水槽、ポンプ所		
配水施設整備	緊急遮断弁整備	令和7年度～ 令和16年度	80
	大島第1配水池、大島第3配水池 外2箇所		
給水基地整備	緊急時補水ポイントの整備	令和7年度～ 令和16年度	100
	大島第1配水池、大島第2配水池 外7箇所		
配水管整備	配水管の耐震化・老朽管更新（重要管路）	令和7年度～ 令和16年度	1,130
	大島大橋～大島病院 L=2.0km		
	久賀地区 L=4.1km		
	小伊保田～両源田 L=3.0km		
	小松～大島第1配水池 L=1.2km		
	小松～斎場方面 L=1.0km		
配水管整備	配水管の耐震化・老朽管更新（一般）	令和7年度～ 令和16年度	1,440
	大島地区 L=7.5km		
	久賀地区 L=7.5km		
	橘地区 L=7.5km		
	東和地区 L=7.5km		
計			4,030

■ 上関町簡易水道事業



(百万円)			
事業概要	整備内容	整備期間	概算事業費
導水施設整備	ポンプ施設整備	令和9年度～ 令和12年度	32
	祝島三浦 R C タンクポンプ場 施設・配管・設備の更新		
	貯水タンクの改修	令和9年度～ 令和10年度	20
導水管整備	長磯中継ポンプ所から祝島浄水場ルート(基幹管路)の耐震化	令和9年度～ 令和10年度	56
	SGPΦ100→HPPEΦ100 L=約400m		
配水管整備	老朽管更新・耐震化	令和7年度～ 令和16年度	200
	基幹管路の耐震化(老朽管更新) L=2.0km		
	配水管の耐震化(老朽管更新) L=5.0km		
計			308

■ 田布施・平生水道事業



(百万円)

事業概要	整備内容	整備期間	概算事業費
配水施設整備	配水地の耐震化更新	令和9年度～令和16年度	528
	三宅配水池、佐賀配水池		
	緊急遮断弁の設置	令和9年度～令和16年度	50
	田布施配水池、平生配水池、三宅配水池		
送水管整備	基幹管路の耐震化	令和9年度～令和16年度	55
	田布施送水管(L=1.3km)、平生送水管(L=3.1km)		
配水管整備	配水管の耐震化(老朽管更新)	令和7年度～令和16年度	248
	重要給水施設管路等の更新(L=4.26km)		
浄水・配水施設整備	新規配水管整備、浄水・配水設備更新等	令和7年度～令和16年度	786
計			1,667

■ 水道用水供給事業

(百万円)

事業概要	整備内容	整備期間	概算事業費
導水施設整備	導水施設更新	令和7年度～ 令和16年度	458
	電気計装設備、弁類、遠方監視制御設備、発電装置他		
浄水施設整備	日積浄水場の施設更新	令和7年度～ 令和16年度	701
	計装設備、沈殿池排泥設備、急速濾過設備他		
送水管整備	送水施設更新	令和7年度～ 令和16年度	159
	電気計装設備、弁類、送水流量計他		
水質分析機器整備	水質分析機器の更新	令和7年度～ 令和16年度	90
	各種分析機器		
計			1,408

■ システム整備

(百万円)

事業概要	整備内容	整備期間	概算事業費
企業会計システムの整備	会計システムの統合	令和7年度～令和8年度	42
水道料金システムの整備	料金システムの統合	令和7年度～令和8年度	30
マッピングシステムの整備	マッピングシステムの統合	令和11年度～令和16年度	110
遠隔監視システムの整備	遠隔監視システムの統合	令和11年度～令和16年度	50
計			232